

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション
事業所の所在地	〒951-8068 新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1214番地2 大同生命新潟ビル5階

1 派遣労働者数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣労働者数 (2023年6月1日付)	501 人
雇用安定措置を講じた人数	74 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣先事業所の実数	205 件
-----------	-------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	14,154 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	9,607 円
マージン率	32.13 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_202104.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 0120-169-440 [メール] kyoiku@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、
下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 長岡営業所
事業所の所在地	〒940-2106 新潟県長岡市古正寺2丁目266番地 ベルベリー103

1 派遣労働者数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣労働者数 (2023年6月1日付)	140 人
雇用安定措置を講じた人数	22 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣先事業所の実数	90 件
-----------	------

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	14,069 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	9,543 円
マージン率	32.17 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_202104.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 0120-169-440 [メール] kyoiku@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 上越営業所
事業所の所在地	〒943-0804 新潟県上越市新光町1丁目5番5号 上越サンプラザホテル1階

1 派遣労働者数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣労働者数 (2023年6月1日付)	127	人
雇用安定措置を講じた人数	10	人

2 派遣先事業所数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣先事業所の実数	52	件
-----------	----	---

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	13,676	円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	9,296	円
マージン率	32.03	%

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_202104.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 0120-169-440 [メール] kyoiku@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	労使協定締結済
労使協定の対象労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 新潟南オフィス
事業所の所在地	〒950-1151 新潟県新潟市中央区湖南21番6

1 派遣労働者数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣労働者数 (2023年6月1日付)	0 人
雇用安定措置を講じた人数	0 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

派遣先事業所の実数	0 件
-----------	-----

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2022年4月1日～2023年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	0 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	0 円
マージン率	0 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_202104.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 0120-169-440 [メール] kyoiku@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	—
労使協定の対象労働者の範囲	—
労使協定の有効期間の終期	—

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記のとおり労働者派遣事業に係わる情報を提供いたします。

許可番号	派15-010012
事業所の名称	株式会社キャリアステーション 燕三条オフィス
事業所の所在地	〒955-0093 新潟県三条市下須頃167 P.H.4 1階

1 派遣労働者数 (対象期間2022年7月1日～2023年3月31日)

派遣労働者数 (2023年6月1日付)	0 人
雇用安定措置を講じた人数	0 人

2 派遣先事業所数 (対象期間2022年7月1日～2023年3月31日)

派遣先事業所の実数	0 件
-----------	-----

3 派遣料金、派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間2022年7月1日～2023年3月31日)

労働者派遣に関する料金の、1日8時間当たりの平均額	0 円
派遣労働者の賃金の額の、1日8時間当たりの平均額	0 円
マージン率	0 %

4 キャリア形成支援制度に関する事項

当社のキャリア形成支援制度の概要についてはHPをご覧ください。

https://www.career-st.com/hp/pdf/careerup_202104.pdf

《教育訓練計画》

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	賃金支給	実施主体	派遣労働者の費用負担
入職時研修	初めて当社で派遣就業される方	Off-JT	有給	派遣元	無
職能別・職種転換 ・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	Off-JT	有給	派遣元	無

《キャリアコンサルティング》

キャリアに関する相談窓口を開設しています。ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。

[TEL] 0120-169-440 [メール] kyoiku@career-st.com

対象	実施方法	会場	コンサルタント	費用
当社で派遣就業中の方	対面 ※ご希望により電話、 メールも可能	当社各事業所	キャリアコンサルタント 資格保持者並びに同等の 知識・経験のある者	無料

5 その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、年次有給休暇、育児・介護休業、看護・看護休暇、定期健康診断

その他サポート：キャリアカウンセリング、病児・病後児保育利用料手当

詳細についてはHPをご覧ください。 <https://www.career-st.com/welfare>

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	—
労使協定の対象労働者の範囲	—
労使協定の有効期間の終期	—

派遣社員の皆様へ

派遣料金の仕組みについて ご説明します

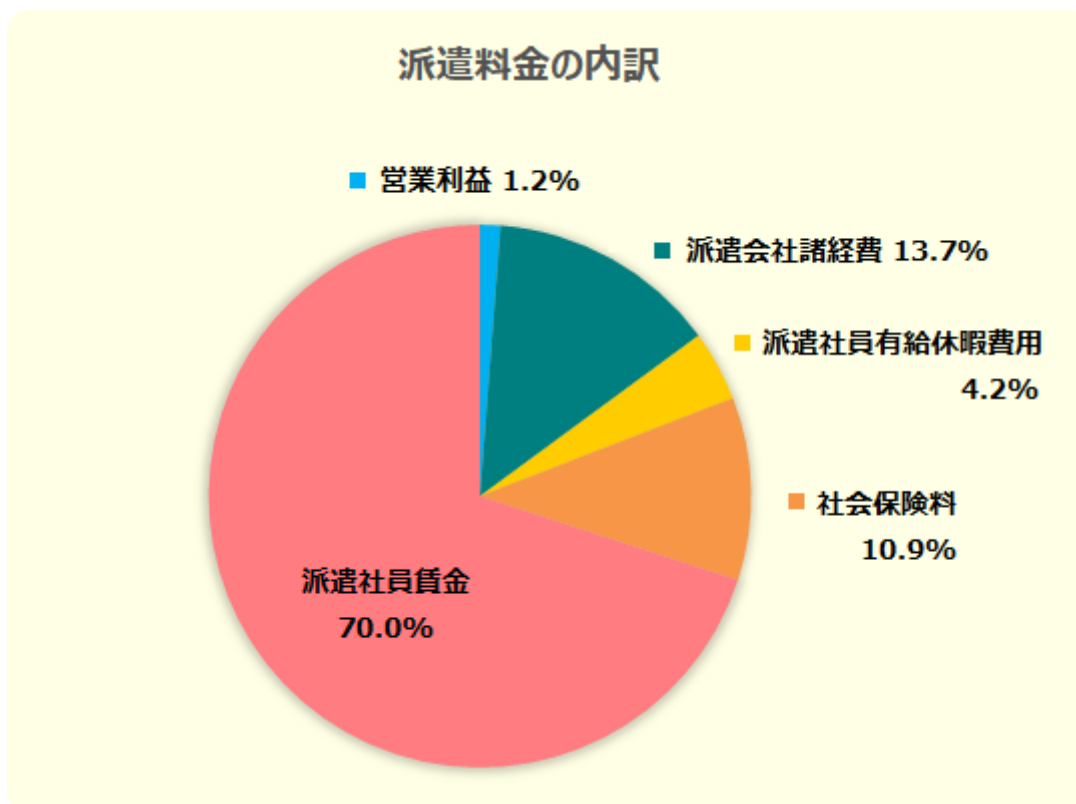
派遣料金については、派遣会社により多少の違いはありますが、概ね下の図のような内訳になっています。

一番多くを占めるのが派遣社員の給与で、料金総額の約 70%程度です。次いで、派遣会社が派遣社員の雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料が約 10.9%となります(注1・注2)。

また、派遣社員が有給休暇を取得する際に、休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、派遣社員の雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。

なお、派遣先の倒産や料金不払いにより派遣料金が回収されない場合でも、派遣会社は派遣社員に対して賃金を支払う義務を負っています。

その他、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り 1.2%程度が派遣会社の営業利益となります。



注1 2021年5月末現在、賃金に対する事業主負担割合は、労災保険 0.3%、雇用保険 0.6%、健康保険約 4.9%、介護保険 約 0.9% (40歳以上の割合約 67%)、厚生年金保険 約 9.2%、計約 15.9%です。よって、派遣社員賃金が 70%ですから、これらが派遣料金全体に占める割合は合計約 10.9%となります。

注2 所得税や社会労働保険料の個人負担分等については、派遣会社が派遣社員の皆様に代わって国や自治体に納付するため、皆様にはそれらを差し引いた金額を給与としてお支払いします。